⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は830点以上であること。

⑸　施工実績

ア　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、同種工事として平成20年４月１日以降入札公告日までに、次の㋐又は㋑のいずれかを施工した実績を有すること。

㋐　元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上かつ、延べ面積1,100㎡以上／棟の新設建物の建築工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

㋑　防衛省発注の建築工事、土木工事、電気工事、機械工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で３階建て以上かつ、延べ面積1,100㎡以上／棟の新設建物の建築工事。

イ　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、同種工事として平成20年４月１日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建物の建築工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）を施工した実績を有すること。

ウ　施工実績は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定の監理技術者等の配置は、令和６年２月からとする。

ア　１級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者

イ　同種工事として、平成20年４月１日以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建物の建築工事を施工した経験を有する者（原則、着工から完成まで従事していること。）。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、入札公告日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウィルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

なお、申請書の提出から開札日までの期間において、監理技術者等を配置することができなくなった場合は、同等以上の資格を有する候補技術者を追加することができるものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、その旨を明示することができる資料を提出するものとする。また、提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　熊本防衛支局が発注した「建築一式工事」のうち、令和３年４月１日から令和５年３月31日に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と本工事の申請者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

⑿　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⒀　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案　「本工事場所の地域的特性を踏まえ、周囲への対応、安全対策、資機材の調達、施工品質の確保についてどのような配慮を行うか。」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価等）

エ　賃上げの実施を表明した企業等

オ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の内容に応じ、⑴アからオの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。なお、加算点の最高点数は43点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イからオの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格